

政策2 適正な行政管理の実施

基本目標

簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めていく。
行政の透明性向上と信頼性確保のため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。

簡素で効率的な政府の実現、
行政の透明性の向上と信頼性の確保

行政組織のスリム化・効率化

・行政肥大化の抑止
・政策課題に対応した機構の新設・改廃等

観点：
機構の新設・改正・廃止等の審査状況

機構の新設・改廃等の審査

国の行政組織等の減量・効率化

(企画調整課)(管理官(査定))

・定員の純減
・メリハリのある定員配置

観点：
・定員の設置・増減・廃止等の審査状況
・地方支分部局の業務及びIT化に係る業務等の減量・効率化の実施状況

定員の
新設・改廃等の
審査

行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

(行政手続・制度調査室)

行政運営における公正の確保、
国民の権利利益の救済

両制度の運用状況の把握・改善

観点：
・意見公募手続等における命令等の公布・決定等から結果公示までの期間
・審査請求の処理期間
・意見公募手続の施行状況
・行政不服審査法等の施行状況

両制度の施行状況を調査し、その結果に応じ運用改善のための通知等を発出

下位レベルの施策

情報公開と個人情報保護の推進

両制度の運用状況の把握・改善

観点：
・審査会諮問の結果、諮問庁の判断は妥当であるとされた事案の率
・個人情報の適切な管理のための監査実施率

両制度の施行状況を調査、結果周知、改善通知、申合せ

観点：
・行政機関等の保有する情報公開法・個人情報保護法の施行状況

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

(行政情報システム企画課)(管理官(情報))